

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川棚町	五反田地区	令和3年3月25日	平成30年12月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	30.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	23.0ha

- 注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

圃場整備実施地区においては、農地中間管理事業を活用した貸借が進んでいるが、県道を境として主に東側中山間地の田畑においては、優良農地の維持のため、圃場整備等をどのように図るのが重要

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者等の中心経営体を中心に土地利用型の営農の継続と、労働集約型の施設園芸の継続を図るため、新規の認定農業者や認定新規就農者の受入れ・経営継承・経営継続を促進することにより、集約化を図る。

農地中間管理事業により集積した農地については、作付の団地化等による効率化を図るなど、既存もしくは入作を希望する者が利用しやすいよう配慮する。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		肥育牛、 水稲、麦、 WCS	9.6 ha	肥育牛、 水稲、麦、 WCS	10 ha	
認農		水稲、麦、 大豆	6.9 ha	水稲、麦、 大豆	8 ha	
認農		花き	0.3 ha	花き	0.3 ha	
認農		施設園芸	0.2 ha	施設園芸	0.2 ha	
認農		施設園芸	0.2 ha	施設園芸	0.2 ha	
認農		施設園芸	0.2 ha	施設園芸	0.2 ha	
認農		施設園芸	0.1 ha	施設園芸	0.1 ha	
到達		施設園芸	0.2 ha	施設園芸	0.2 ha	
認農		施設園芸	0.4 ha	施設園芸	0.4 ha	
認農		施設園芸	0.2 ha	施設園芸	0.2 ha	
認就(予定)		施設園芸	0.1 ha	施設園芸	0.2 ha	
計	11人		18.4 ha		20 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

平成26年度から、農地中間管理事業において、五反田地区を重点実施地区とし、圃場整備実施箇所については、将来の経営農地の集約化を目指し、機構に貸し付けが完了している。
中心経営体やAtoAの出し手(受け手)が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。